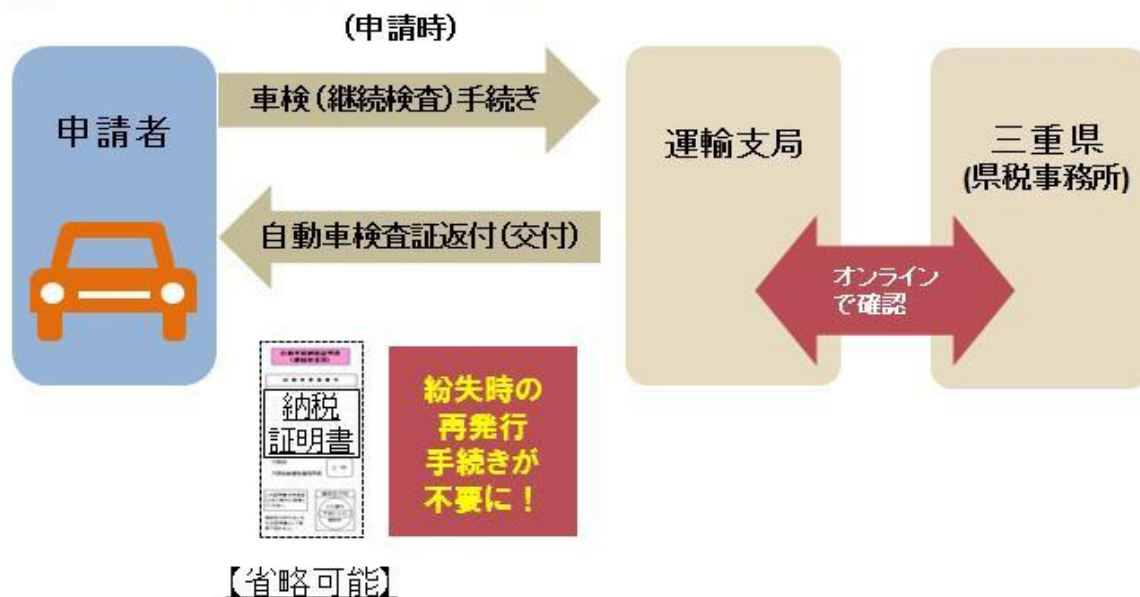


# 平成27年6月から車検時における納税 証明書の提示が省略できます。 運輸支局での自動車税の納税確認が電子化されました

## ■平成27年6月以降の申請の流れ



### 【注意事項】

- ・軽自動車、二輪車は対象外です。(市町発行の納税証明書が必要です。)
- ・納付後すぐ(約1週間、クレジットカード納税は最大2週間)に車検を受ける場合は、納税証明書が必要となる場合があります。
- ・納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税の未納(延滞金等を含む)がない場合に限りです。
- ・4月1日以降他県のナンバーから三重県のナンバーになった自動車の車検用納税証明書について、三重県では発行しませんので課税している都道府県にお問い合わせください。
- ・車検を依頼される時は、車検を依頼した業者の方が確認することがありますので、納税証明書は車検証と一緒に大切に保管してください。(納税証明書は従来どおり納税通知書に添付されています。)
- ・車検用の納税証明書の自動発行機については平成28年7月末で廃止しました。

詳細につきましては、各県税事務所の納税証明書担当までお問い合わせください。

桑名県税事務所 0594-24-3611  
 四日市県税事務所 059-352-0573  
 鈴鹿県税事務所 059-382-8661  
 津総合県税事務所 059-223-5023  
 松阪県税事務所 0598-50-0509

伊勢県税事務所 0596-27-5125  
 伊賀県税事務所 0595-24-8020  
 紀州県税事務所 0597-23-3414  
 自動車税事務所 059-253-8056